

議 長 日程第4、議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月11日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月10日及び11日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、子育て世代の声を聞き、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が早期に実施できるよう関係機関と調整を図りたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第3号「松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。